

平成30年7月豪雨に伴う企業年金の掛金納付特例 および特定非常災害特別措置法の適用について

このたびの豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、2018年7月19日付の厚生労働省告示により、平成30年7月豪雨に伴う、確定拠出年金（DC）掛金の納付の特例（※1）、及び厚生年金基金の掛金納付等の期限の延長（※2）が定められました。

- ※1 ○厚生労働省告示第275号「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」
- ※2 ○厚生労働省告示第274号「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180099&Mode=2>

（注）確定給付企業年金（DB）については、納付期限延長等に関する通知等は発出されておきませんが、各企業・基金様にて、納付期限の延長等を実施することを検討されている場合については、その旨厚生局にご相談ください。

また、厚生労働省は同日、今回の災害に伴う「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（特定非常災害特別措置法）」の企業年金制度等への適用について、通知（※3）を発出しました。

- ※3 厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知（年企発0719第5号）「平成30年7月豪雨による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について

当年金NEWSでは、これらの措置についてご案内いたします。

【内容】

- I. 確定拠出年金の掛金納付特例について
- II. 厚生年金基金の掛金納付等の期限の延長について
- III. 特定非常災害特別措置法の企業年金制度等への適用内容について

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

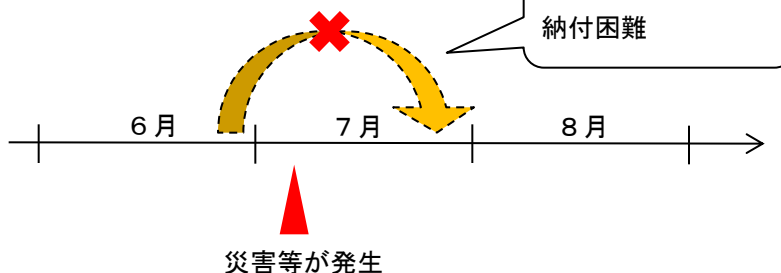
I. 確定拠出年金の掛金納付特例について

○厚生労働省が地域・延長後の納付期限を指定したうえで、指定された地域全体について、当該特例取扱いが企業型年金規約に規定されている場合、事業主掛金・企業型年金加入者掛金（いわゆる「マッチング拠出」）の納付期限が延長される仕組みです。

特例適用前

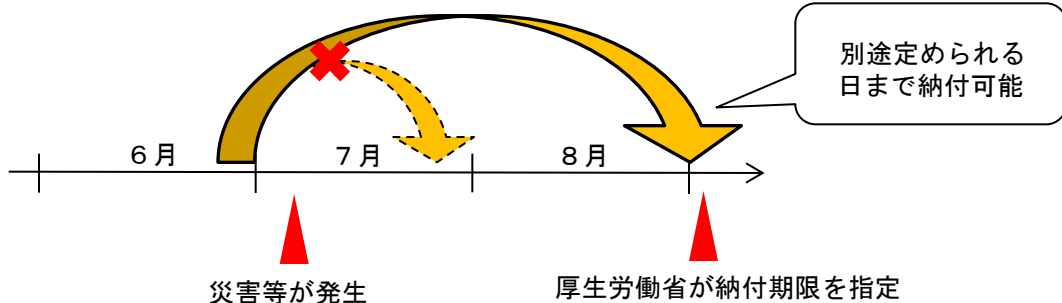
<図はイメージ>

○掛金を、翌月末日までに納付（追納不可）。



特例適用後

○災害等により、翌月末日での納付が困難な掛金については、厚生労働省が定める日までに納付可能とする。



○平成30年7月豪雨で被災された地域の企業型DC実施事業所の事業主等に、この掛金納付特例が適用されました。延長後の納付期限は未定で、別途災害の復旧状況等を踏まえ定められます。

対象となる地域	○以下の地域に所在地を有する実施事業所の事業主 ○以下の地域に住所を有する企業型年金加入者（以下の住所に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する、企業型年金加入者含む）	
	岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
	広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
	山口県	岩国市周東町
	愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市
対象となる掛金	○2018年7月5日から厚生労働省が別に定める日の前日までに納付するものとされる掛金	
延長後の納付期限	○厚生労働省が別途災害の復旧状況等を踏まえ定める（現時点では未定）。	

○なお、当該特例による掛金の納付期限日の延長については、その取扱いが企業型年金規約に規定されている必要があります（確定拠出年金法施行令：平成29年改正による第11条の3）。このため「納付が困難であると認められる場合」の納付期限延長に係る取扱いが規約に定められていない場合には、規約を変更する必要がありますが、今般の災害に伴う特例の適用に伴うものに限り、以下の取扱いとされます（※）。

今般の特例の適用に伴う規約変更の特例	<p>○規約の変更にあたっては、確定拠出年金法第6条第2項ただし書きに規定する特に軽微なものとして取扱って差し支えない（加入者等の同意を要しない）こと。</p> <p>○上記により規約の変更を行う場合、事業主は、企業型年金加入者に変更内容を丁寧に説明するとともに、理解を得ること。</p>
--------------------	--

※厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長事務連絡「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例について」（2018年7月19日）

II. 厚生年金基金の掛金納付等の期限の延長について

○厚生労働省が地域・延長後の納付期限を指定したうえで、指定された地域に所在する事業所等については、健康保険料その他の社会保険料の納付などの期限を延長するものです。

○平成30年7月豪雨で被災された地域に主たる事務所の所在地を有する存続厚生年金基金の掛金の納付または徴収等に対して、期限が延長されました。延長後の納付期限は未定で、別途災害の復旧状況等を踏まえ定められます。

対象となる地域	○以下の地域に主たる事務所の所在地を有する存続厚生年金基金	
	岡山県	前ページ（確定拠出年金の掛金納付特例の対象地域）と同じ
	広島県	
	山口県	
	愛媛県	

対象となる掛金	○2018年7月5日以降に期限が到来する、存続厚生年金基金の掛金その他の徴収金等
---------	--

延長後の納付期限	○厚生労働省が別途災害の復旧状況等を踏まえ定める
----------	--------------------------

Ⅲ. 特定非常災害特別措置法の企業年金制度等への適用内容について

○平成30年7月豪雨による災害により、法令に規定されている義務（2018年6月28日から2018年9月27日までの間に履行期限が到来するもの）が履行されない場合も刑事上、行政上の責任が免責されます。

概要

○法令に規定されている義務※1のうち、2018年6月28日から2018年9月27日までの間に履行期限が到来するものであって、災害により当該期限までに履行されなかった※2ことにより法令義務違反として、罰金等の刑事上、行政上の責任※3が問われる場合において、2018年9月28日までに義務が履行されたときには、免責される。

- ※1 法令に基づき直接課せられる義務を対象とするもの（下表参照）。なお、法令に基づく処分であって初めて具体的に履行期限を定めて義務が課せられることとなるもの等は含まない。
- ※2 「平成30年7月豪雨による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった」とは、履行義務者ごとに個別に判断することとなるが、一般的には、直接・間接を問わず災害により被害を受けたか否か、すなわち、履行義務者が当該義務の履行ができなかったか否かによって判断される。
- ※3 当該措置の対象となるのは、「行政上及び刑事上の責任」であるので、「民事上の責任」については免責の対象とならない。

< 確定給付企業年金法関係 >

義務内容	期日等	確定給付企業年金法条文
企業年金基金の公告	(設立の場合) 4週間以内 (変更の場合) 2週間以内 (解散の場合) 2週間以内	第15条 同施行令第8条、9条、58条
規約型企業年金の規約の失効	30日以内	第86条
受給権者の死亡届出	30日以内	第99条
報告書の提出	毎事業年度終了後4月以内	第100条第1項

< 確定拠出年金法関係 >

義務内容	期日等	確定拠出年金法条文
企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項の通知	5日以内	第16条第1項 同施行規則第11条
企業型年金の規約の失効	30日以内	第47条
報告書の提出	毎事業年度終了後3月以内	第50条 同施行規則第27条
運営管理機関の登録事項の変更の届出	2週間以内	第92条第1項
運営管理機関の廃業等の届出	30日以内	第93条
運営管理機関の業務報告書の提出	毎事業年度終了後3月以内	第102条 確定拠出年金運営管理機関に対する命令第12条
企業型年金運用指図者、個人型年金加入者、個人型年金運用指図者又は連合会移換者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）の死亡届出	10日以内	第113条第1項

<厚生年金保険法（注1）関係>

義務内容	期日等	厚生年金保険法条文
厚生年金基金の公告	(設立の場合) 4週間以内 (変更の場合) 2週間以内 (解散の場合) 2週間以内	第116条 厚生年金基金令（注2）第3条、 第4条、第42条
年金たる給付又は一時金たる給付の 受給権を有する者の死亡届出	10日以内	第174条（第98条第4項の準用）
報告書の提出	(業務報告書) 毎年3月、6月、9月、12月の翌月 15日まで (運用報告書) 翌事業年度9月30日まで	第177条 厚生年金基金規則（注3）第56 条第1項、第2項

(注1) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法

(注2) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令

(注3) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金規則

<国民年金法関係> 略

以上